

社会福祉法人隼人会 評議員報酬規程

(総則)

第1条 この規程は、社会福祉法人隼人会（以下「法人」という。）定款第9条の規定に基づき、評議員の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 評議員の報酬等は、報酬および退職慰労金を別表1に定める基準額のとおり支給する。

(報酬の支払方法)

第3条 報酬は1年目の就任日、2年目以降はその応当日（応当日が金融機関の休業日の場合にはその前営業日）に金融機関の口座に振り込む。任期中の年度の途中に就任、退任する場合においても、別表1に定める金額を支給する。

2 任期中の最終会計年度終了後に到来する応当日の支払いはない。

3 報酬の支払において法令に基づき控除すべき金額がある場合は、その金額を控除して支給する。

(出張旅費)

第4条 出張は、理事長の決定に基づき派遣される。出張旅費は交通費、宿泊費、燃料費、参加費とする。

2 交通費は鉄道賃、船賃、車賃、航空賃および指定席料金など付随する費用を支給する。

3 宿泊費は宿泊に伴う室料およびサービス料など付随する費用とし、出張中の宿泊数に応じて支給する。

4 自家用車を使用した場合は、燃料費として別表2に定める金額を支給する。

5 その他出張中において用務に支出した通信費、物品輸送費および雑費等は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

(出張旅費の精算)

第5条 出張者は、出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

(傷病見舞金)

第6条 評議員が傷病により入院したときは、別表3に定める傷病見舞金を支給する。

(災害見舞金)

第7条 評議員が火災、水害その他不時の災害を受けたときは、その被害に応じて別表3に定める災害見舞金を支給する。

(弔慰金)

第8条 評議員が死亡したときは、別表3の定めにより相続人に弔慰金を支給するほか、葬儀に際して生花および弔電を供えることができる。

(親族等への香華料)

第9条 評議員の親族等が死亡したときは、別表4に定める香華料を支給するほか、葬儀に際して生花および弔電を供えることができる。

(規程の改廃)

第10条 この規程を改廃しようとするときは、評議員会の決議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、平成30年3月24日より施行する。

この規程は、令和元年12月5日より施行する。

別表 1 (報酬等の支給)

報酬等	報酬支給基準額
報酬	年額 100,000円
退職慰労金	10,000円×在任年数

別表 2 (燃料費)

出張先	支給基準額
埼玉県内	3,000円
埼玉県外	5,000円

別表 3 (傷病、災害見舞金、弔慰金)

見舞金種別	支給基準額
傷病見舞金 (私傷病見舞金)	10,000円
傷病見舞金 (業務上傷病による見舞金)	30,000円
災害見舞金 (被害の程度のより)	10,000円以上50,000円以内
弔慰金 (弔電・生花)	50,000円

別表 4 (香華料)

対象者	支給基準額	備考
配偶者	30,000円	弔電・生花
父母	10,000円	
配偶者の父母、義父母	10,000円	
子	30,000円	
祖父母	10,000円	
兄弟	10,000円	